

別記1

加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、1，2，3，4により、その他の加点項目については、2，3，4による。

1 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記(例)(加点項目の状況に併せて適宜修正)

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加点評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 配置予定技術者は申請時の者を配置し、配置予定技術者の技術力に関する評価点〇〇点を達成する。

3 県内企業および県産品の活用について、発注者が指定する全てを活用する。・・・0.5点

注：契約時に特約事項として枠部分を記入し、別表1とともに契約書に閉じ込む

「土木一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
企業 の 技術 力	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 「業種：土木一式」 (令和〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.4 0.0
		(c) 優良工事表彰 「業種：土木一式」 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0	
		(b-2) 配置予定技術者の保有する資格 ① 1級土木施工管理技士 ② コンクリートの品質確保に資する資格	左記①および②の資格を保有 左記①または②の資格を保有 上記以外	1.0 0.5 0.0	
	(b-3) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	コンクリートの品質確保に資する資格 上記以外	0.5 0.0	
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0	
	(d) 優良工事表彰受賞経験 「業種：土木一式」 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0	
		(e) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における取得ユニット数 【推奨ユニット数】 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 3年間で60ユニット以上 4年間で80ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
			(e-2) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における取得ユニット数 【推奨ユニット数】 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 3年間で60ユニット以上 4年間で80ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 上記以外
3 ・ 5 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0	
		(b) 社会貢献度	① 広域防災への取組	取組あり 取組なし	0.5 0.0
			② 福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(c) 地域貢献度 (令和〇年度または令和〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業(凍結防止剤散布を含む)の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
社会 性	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する(別表1参照) ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	(1) および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0	
		(2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む)発注者指定の品目(特記仕様書 別表 参照)に県産品を活用する			
満 点	技術提案を求める標準型			30.0	
	技術提案を求めない簡易型			15.0	

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 特記仕様書「別表」県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1) および (2) を満たす」を「(1) を満たす」と読み替える。
 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。
 ※ 入札に参加する者に必要な資格において配置予定技術者の保有資格を1級土木施工管理技士のみ求めている場合には、1級土木施工管理技士の資格は評価の対象としない。
 ※ 主たる工事が鉄筋コンクリートまたはプレストレストコンクリート工事の場合においては、配置予定技術者の技術力について (b) (e) に代わり、(b-2) または (b-3) 、(e-2) で評価する。
 ※ 「継続学習」は設計金額7,000万円以上において、配置予定技術者の一級土木施工管理技士の資格を評価項目としない案件において評価項目とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

「鋼構造物工事」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：鋼構造物」 (令和〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点がある一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 70点未満	0.5～ 3.4 0.0
	(c) 優良工事表彰 「業種：鋼構造物」 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	主たる鉄工作业（※）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事するか?	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0	
配 置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0
(d) 優良工事表彰受賞経験「業種：鋼構造物」 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0	
		(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 【推奨ユニット数】 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 3年間で60ユニット以上 4年間で80ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
		(e) 配置予定技術者の継続学習への取組状況		
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 4 ・ 0 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	(1) および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0	
満 点	技術提案を求める標準型			29.0
	技術提案を求めない簡易型			14.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
3. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1) および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

(※) 「主たる鉄工作业」とは、工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作业を一部でも下請けに出した場合は、または主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

※「継続学習」は設計金額7,000万円以上において、配置予定技術者の一級土木施工管理技士の資格を評価項目としない案件において評価項目とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

「建築一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間の企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：建築一式」 (令和〇～〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事）の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？ 県の成績を有しない場合において、過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の民間工事等が、建築基準法の規定に適合していることを証明できるものであるか？	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～3.4
			70点未満	0.0
	(c) 優良工事表彰 [業種：建築一式] (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
			優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得している？	ISO9001認証を取得している。	0.5
			上記以外	0.0
配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 4 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	一級建築士かつ1級建築施工管理技士保有（設計金額7千万円以上の工事） 一級建築士または1級建築施工管理技士保有（設計金額7千万円未満の工事）	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、一級建築士または1級建築施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
			上記以外	0.0
(d) 優良工事表彰受賞経験「業種：建築一式」 (令和〇〇年度表彰、令和〇〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
(e) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	建築士会CPD制度または建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における取得単位数 [推奨単位数] 12単位/年間 または、24単位/2年間	推奨単位以上を取得している	0.5	
		上記以外	0.0	
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 0 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無	3名以上（設計金額2億円を超える工事） 2名以上（設計金額2億円以下の工事）	0.5
			上記以外	0.0
			福井県との県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合 ① 元請企業が「「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目数以上(〇〇品目以上)	(1)および(2)を満たす	0.5
			上記以外	0.0
満点			技術提案を求める標準型	30.0
			技術提案を求めない簡易型	15.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

県内企業の活用

発注者が指定する工種（県内企業の活用における評価対象でない工種）

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

「舗装工事」 評価基準表(○○○○○○○○工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0	
	(b) 工事成績 [業種：舗装] (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○○）の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 70点未満	3.5 0.5～ 3.4 0.0	
	(c) 優良工事表彰 [業種：舗装] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0	
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0	
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級舗装施工管理技術者の資格を保有 2級舗装施工管理技術者の資格を保有 上記以外	1.0 0.5 0.0	
配置 予 定 技 術 者 の 3 ・ 5 点	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0	
	(d) 優良工事表彰受賞経験 [業種：舗装] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0	
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 0 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	○○市（町）に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり) ○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0	
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0	
	(c) 地域貢献度 (令和○年度または令和○年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	自社保有のグレードによる除雪契約実績あり 上記以外の除雪作業の契約実績あり 実績なし	1.0 0.5 0.0	
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	(1) および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0	
	満 点	技術提案を求める標準型			29.5
		技術提案を求めない簡易型			14.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1) および(2) を満たす」を「(1) を満たす」と読み替える。
 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
舗装	舗装工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

「法面処理工事」評価基準表(○○○○○○○○工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：法面処理」 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.4
			70点未満	0.0
(c) 優良工事表彰 「業種：法面処理」 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(※)	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか？ 指定工種 【○○○○○○○○】	左記の内容のとおり従事する	0.5	
		上記以外	0.0	
技 術 力 3 ・ 5 点 の 配 置 予 定 技 術 者 の	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士のいずれかの資格を保有 (案件により設定)	1.0
上記以外			0.0	
(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5	
		上記以外	0.0	
(d) 優良工事表彰受賞経験 「業種：法面処理」 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
企 業 の 地 域 性 社 会 性 4 ・ 0 点	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	○○市(町)に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	
		災害協定の締結なし	0.0	
(d) 県内企業および県産品の活用	① 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する(別表1参照) ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する ② 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目(特記仕様書 別表 参照)に県産品を活用する。	(1)および(2)を満たす	0.5	
		上記以外	0.0	
満 点	技術提案を求める標準型			29.0
	技術提案を求めない簡易型			14.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者(主任(監理)技術者)については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
 4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

※ 当該評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
法面処理	法面工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
(B) 企業の技術力 6・0点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○工事」 (平成○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	0.5～ 3.4 0.0
	(c) 優良工事表彰 [業種：○○工事] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)			0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントIS09001認証を取得しているか?	IS09001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(C) 配置予定技術者の技術力 3・5点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級○○施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の中で、1級○○施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
上記以外			0.0	
(d) 優良工事表彰受賞経験 [業種：○○工事] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)	0.0	
(D) 企業の地域性、社会性 5・0点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	○○市(町)に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度 (令和○年度または令和○年度) ※管工事(営繕系を除く)のみ適用	過去2か年度における県または市町と消雪施設点検の契約を締結した実績の有無	実績あり	1.0
実績なし			0.0	
(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する(別表1参照) ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目(特記仕様書 別表 参照)に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす	0.5	
		上記以外	0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.5
	技術提案を求めない簡易型			14.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 特記仕様書[別表] 県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別記8 「営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
6 ・ 0 点	(B) (a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：〇〇工事」 (平成〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.4
			70点未満	0.0
(c) 優良工事表彰 【業種：〇〇工事】 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
3 ・ 5 点	(C) (a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級〇〇施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級〇〇施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5	
		上記以外	0.0	
(d) 優良工事表彰受賞経験【業種：〇〇工事】 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)	0.0	
5 ・ 0 点	(D) (a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	福井県との県有建築物に係る緊急災害時の災害協定の有無(※1)	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目(別紙2)のうち〇〇品目以上に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす	0.5	
		上記以外	0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.5
	技術提案を求めない簡易型			14.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。
- ※1 管工事においては県有機械設備に係る協定、電気工事および電気通信工事においては県有電気設備に係る協定、機械器具設置工事および消防施設工事においては県有機械設備または県有電気設備に係る協定に限る。

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。

・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。
または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。
(詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)